

耳及び口の 障害等級認定基準の 一部改正について



労災保険では、業務上又は通勤による負傷や疾病が治ったときに身体に障害が残った場合に、その障害の程度に応じて、障害(補償)給付を支給することとしています。

障害の程度の判断にあたっては「障害等級表(労働者災害補償保険法施行規則別表第1)」に定める障害に該当するか否かを認定する必要がありますが、この障害等級認定の基準を定めたものが「障害等級認定基準」です。

このたび、耳及び口の障害等級認定基準の見直しを行い、その一部を改正しました。

なお、新しい基準は平成14年4月1日以降に障害(補償)給付支給事由の生じたものから適用となります。

耳の障害

1 難聴の聴力検査方法の変更について

これまで、難聴の聴力検査方法については、職業性難聴と急性音響性聴器障害等により区分して定めていましたが、今後は難聴の聴力検査として次のとおり統一することとしました。

i 聴力検査の実施時期

騒音性難聴…聴力検査は85dB以上の騒音にさらされた日以後7日間は行わず、8日目以降に行います。
騒音性難聴以外の難聴…聴力検査は治ゆした後すなわち療養が終了し症状が固定した後に行います。

ii 聴力検査の方法

1 聴覚検査法

障害等級認定のための聴力検査は、「聴力検査法(1990)」(日本聴覚医学会制定)により行います。

2 聴力検査回数

聴力検査は日を変えて3回行います。

但し、語音による聴力検査の回数は、検査結果が適正と判断できる場合には1回で差し支えありません。

3 聴力検査の間隔

検査と検査の間隔は少なくとも7日程度はあけてください。

iii 障害等級の認定

認定は2回目と3回目の測定値の平均純音聴力レベルの平均により行います。

2回目と3回目の測定値の平均純音聴力レベルに10dB以上の差がある場合には、更に聴力検査を行い、2回目以降の検査の中で、その差が最も小さい2つの平均純音聴力レベル(差は10dB未満)の平均により障害認定が行われます。

2 耳鳴について

耳鳴の認定基準を一部改正し、取扱いの明確化を図りました。

i 耳鳴に係る検査によって難聴に伴い著しい耳鳴が常時あると評価できるものは第12級となります。

ii 難聴に伴い常時耳鳴のあることが合理的に説明できるものについては第14級となります。

◆ 「耳鳴に係る検査」とは……

⇒ピッチ・マッチ検査及びラウドネス・バランス検査をいいます。

◆ 「難聴に伴い」とは……

⇒騒音性難聴にあっては、騒音職場を離職した方の難聴が業務上と判断され当該難聴に伴い耳鳴がある場合をいいます。

⇒騒音性難聴以外の難聴にあっては、当該難聴が業務上と判断され、治ゆ後にも継続して当該難聴に伴い耳鳴がある場合をいいます。

◆ 「耳鳴のあることが合理的に説明できる」とは……

⇒耳鳴の自訴があり、かつ、耳鳴のあることが騒音ばく露歴や音響外傷等から合理的に説明できることをいいます。

口の障害

1 そしゃくの機能障害の適用範囲について

そしゃくの機能障害(第10級の2)について、認定基準の一部を改正し、明確化を図りました。

「そしゃく機能に障害を残すもの」とは…

固体食物の中にそしゃくできないものがあること又はそしゃくが十分にできないものがあり、そのことが医学的に確認できる場合をいいます。

◆ 「医学的に確認できる場合」とは…

⇒不正咬合、そしゃく関与筋群の異常、顎関節の障害、開口障害、歯牙損傷（補てつができない場合）等そしゃくができないものがあること又はそしゃくが十分にできないものがあることの原因が医学的に確認できる場合をいいます。

◆ 「固体食物の中にそしゃくできないものがあること又はそしゃくが十分にできないものがあり」の例

⇒ごはん・煮魚・ハム等はそしゃくできるが、たくあん、らっきょう、ピーナッツ等の一定の固さの食 物中にそしゃくできないものがあること又はそしゃくが十分にできないものがある場合等をいいます。

2 味覚減退について

「味覚減退」について、今回新たに障害補償の対象としました（第14級）。

判断基準	① 味覚減退が頭部外傷その他顎周囲組織の損傷及び舌の損傷により生じたこと。 ② 濾紙ディスク法における最高濃度液による検査により、基本4味質のうち1味質以上が認知できないもの。
検査を行う領域	舌
検査の時期	療養が終了してから6ヶ月を経過した後

参考1) 基本4味質とは、甘味・塩味・酸味・苦味をいいます。

参考2) 味覚脱失とは、濾紙ディスク法における最高濃度液による検査により、基本4味質すべてが認知できないものをいい、障害等級第12級となります。



3 開口障害等を原因としてそしゃくに相当時間を要することについて

開口障害等を原因としてそしゃくに相当時間を要する場合について、今回新たに障害として評価することとしました（第12級）。

「開口障害等を原因として」…

⇒開口障害、不正咬合、そしゃく関与筋群の脆弱化等を原因としてそしゃくに相当時間を要することが医学的に確認できる場合をいいます。

「そしゃくに相当時間を要する場合」…

⇒日常の食事において食物のそしゃくはできるものの、食物によってはそしゃくに相当時間を要することがある場合をいいます。



このリーフレットの内容につきましてご不明な点がございましたら、
最寄りの労働基準監督署、都道府県労働局労災補償課又は厚生労働省
労働基準局労災補償部補償課までお問い合わせください。